



平成 30 年 8 月 31 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 社 長 狩 野 仁 志
(J A S D A Q ・ コ ー ド 3 8 0 7)
問 い 合 わ せ 先 :
取 締 役 管 理 本 部 長 松 崎 祐 之
電 話 番 号 0 3 (6 7 5 7) 8 5 7 0

第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 8 月 31 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行について決議致しましたので、お知らせ致します。

記

I. 第三者割当による本新株予約権付社債の発行

1. 募集の概要

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の概要

(1) 払込期日	平成 30 年 9 月 18 日
(2) 新株予約権の総数	10 個
(3) 社債及び新株予約権 の発行価額	1 個につき 100,000,000 円 各本社債の額面金額 100 円につき 100 円 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
(4) 当該発行による潜在株式数	3,831,417 株
(5) 資金調達額	1,000,000,000 円
(6) 行使価額 (又は転換価額)	261 円
(7) 行使期間	平成 30 年 9 月 18 日から平成 32 年 (2020 年) 9 月 17 日
(8) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当 第三者割当の方法により、 投資事業有限責任組合デジタルアセットファンドに 600,000,000 円 (額面 100,000,000 円の本社債 6 個)、 株式会社実業之日本社に 400,000,000 円 (額面 100,000,000 円の本社債 4 個) を割り当てる。
(9) 償還価額	各本社債の額面 100 円につき金 100 円
(10) 利率	年 0.7%
(11) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届 出書の効力が発生することが条件になります。

2. 募集の目的及び理由

政府が成長戦略として盛り込む第4次産業革命(*1)では、現実世界のビックデータをIoT技術によって保持、収集する能力、それらを仮想世界においてAIやブロックチェーンによって管理、分析する能力が重要といわれています。

このような状況のもと、引き続き当社グループ全体では、ビットコインを中心とした仮想通貨の情報、取引所、同システム、金融仲介機能を網羅し、IoTと産業分野への融合なども含めて、仮想通貨による一気通貫のサービス提供を可能とすることを成長戦略としております。また、当社におきましては、引き続きプラットフォームサービスの収益の向上、多角化を図り、無料スマートフォンアプリ「仮想通貨ナビ」、無料スマートフォンアプリ「FISCO (FISCO アプリ)」及びPCブラウザ版「FISCO (FISCO ウェブ)」の利便性の向上、さらに、法人向けはもちろん個人向けサービスにおいて、仮想通貨分野の情報配信に注力し、収益の向上に努めております。しかしながら、当社の連結子会社である株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ（以下「ヴァルカン」といいます。）は、仮想通貨のトレーディング事業を行っており、平成29年12月に、当社子会社の株式会社ネクスグループ（以下「ネクスグループ」といいます。）の子会社である株式会社イーフロンティア（以下「イーフロンティア」といいます。）から相対取引にて購入した仮想通貨（600ビットコイン）について、平成30年1月以降価格が大幅に下落したことなどの影響を受け、平成30年12月期第2四半期において売上高（仮想通貨の自己売買による損失）マイナス717百万円等を計上した結果、590百万円の債務超過となっております。

そのような中で 当社は、ヴァルカンが、今後、仮想通貨の自己売買および当社グループで試験導入しているAIトレーディングシステムを利用した運用を含めた仮想通貨の自己売買等によって収益を上げていくために必要な運用資金およびグループ会社に対する返済資金が不足したことから、親会社としてその資金を補填する必要があると考え、資金調達を行います。

また、現在の当社の情報サービス事業にて提供している無料スマートフォンアプリ「仮想通貨ナビ」、「FISCO (FISCO アプリ)」及びPCブラウザ版「FISCO (FISCO ウェブ)」について、顧客の操作・閲覧機能などの利便性向上のために開発委託したシステム利用料の支出が当初の想定よりも多くなっていることに加え、利用者数が伸び悩んでいることによる収益化が遅れており、事業展開に一定の時間を要しているため、現時点で利益を計上するに至っておらず、当社は平成28年12月期以降、最終利益が赤字となっており、足元の運転資金が不足しておりました。当社は、子会社の株式会社フィスコIRからの借入（借入金額120,000,000円、借入利率2%、返済期日は平成33年（2021年）3月27日）により、足元の運転資金の確保をいたしました。今後、運転資金への不安を払拭し、情報サービス事業のプラットフォームサービスにおいて、当社子会社の株式会社フィスコIRが提供するIR専用プラットフォーム「FISCO EyER」における企業情報やレポートの配信・掲載を行うことにより安定的な収益を獲得することが必要と考えております。

そして、「FISCO (FISCO アプリ)」等の利用者数増加のための施策ならびに前事業年度における内部統制の重要な不備の是正、当社の情報サービス事業におけるコンプライアンス強化が、今後の経営上の重要な課題と考え、資金調達を行います。

一方、当社は、本調達を検討するに至るまでに、金融機関からの借入れ等を検討し、金融機関に対し間接金融による融資等を打診してまいりました。しかしながら前期（平成29年12月期）決算において、営業損失、経常損失を計上する結果となり、金融機関からの直近での長期間の借入及び纏まった金額の資金調達が困難な状況です。また、公募増資につきましても、前期決算の影響から引受先が集まらないリスクが高いため困難と判断致しました。加えて、グループ間における1～2ヶ月を返済期限とする短期間のつなぎ融資では期間が短すぎるため取り得る選択肢になりませんでした。

資金調達に関しては、資金を確実に早く調達でき、株式の希薄化に配慮できる資金調達方法として本新株予約権付社債の発行による方法が最適であるとの結論に至りました。また、割当先からは、株価推移を見ながら予約権を行使するタイミングを計れるなど自由度が高く、株価が下落していく局面であれば期日に社債の償還も可能である新株予約権付社債での引受けを要請されたことから、当社において検討した結果、新株の引受に比べ、希薄化が一度に行われず、新株予約権付社債での資金調達は許容可能と判断いたしました。

なお、株式の希薄化による既存株主に対する影響（デメリット）に関しましては、「I. 5. (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、割当予定先である投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド（以下「デジタルアセットファンド」といいます。）及び株式会社実業之日本社（以下「実業之日本社」といいます。）に対して、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事をデジタルアセットファンド無限責任組合員株式会社 GD 代表取締役田中英治氏及び実業之日本社代表取締役岩野裕一氏ならびに同社の親会社である株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス（以下「シークエッジ」といいます。）代表取締役城丸修一氏に口頭で確認し、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明していることから、限定的なものになると考えております。

(*1) 第4次産業革命とは、蒸気による第1次産業革命、電気による第2次産業革命、ITによる第3次産業革命を経た、第4の産業革命を意味します。第4次産業革命では車や家電などすべてのものがインターネットに接続され、そのビッグデータの高度な解析が可能となると言われております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	1,000,000,000円
発行諸費用の概算額	6,200,000円
差引手取概算額	993,800,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額には、弁護士費用 1,000,000円、第三者評価機関による証券価値算定費用等 1,250,000円、第三者調査機関による調査料 600,000円、印刷会社費用 1,350,000円、登記関連費用等 2,000,000円であります。

(2) 調達する資金の具体的使途

ヴァルカンは仮想通貨トレーディング事業を行っておりますが、平成30年1月から仮想通貨の価格が大幅に下落したことを受け、債務超過となっております。また、平成29年12月に、イーフロントィアから相対取引にて仮想通貨を購入した際に、その購入代金の一部を決済するため、イーフロントィアがネクスグループから借り入れていた1,000,000,000円をヴァルカンは債務引受けしたもののについて、平成30年4月に返済期限が到来していましたが、ヴァルカンおよび当社における資金繰りの状況から返済期限に返済することが困難な状況であったため、ネクスグループとの交渉により平成31年4月まで返済期限を延長しております。上記の第三者割当により発行される本新株予約権付社債の差引手取概算額のうち700,000,000円は、ヴァルカンへの貸付の資金に充当し、ヴァルカンにおいて全額を仮想通貨のトレーディング、AIトレーディングシステムによる運用、アービトラージ取引及び証拠金取引の運用資金に充当する予定であります。現状、ヴァルカンでは600,000,000円程を仮想通貨取引の運用原資としておりますが、本調達により運用資金を1,300,000,000円規模にまで拡大し、獲得した運用収益を原資として、ネクスグループへの債務の一部もしくは全額返済する予定であります。ただし、仮想通貨取引の運用取引において損失がさらに発生した場合には、仮想通貨の運用資金の一部をネクスグループへの債務返済資金の一部として転用することも想定しております。

また、200,000,000円は当社の情報サービス事業において現在利用している当社の持分法適用会社である株式会社カイカの完全子会社の株式会社ネクス・ソリューションズが提供するスマートフォンアプリ及びPCブラウザ版『フィスコアプリ』において、当初の予定よりも利用者数が伸び悩んでいることによる広告収入等の目処が立っておらず、収益化が遅れており、自己資金からのシステム利用料の支出が厳しい状態であるため、『フィスコアプリ』のシステム利用料（約173,000,000円）及び同システムの機能拡充ならびにスマートフォンアプリ『フィスコ仮想通貨ナビ』『フィスコ就活・企業報』の開発費用（約27,000,000円）に充当し安定的な収益獲得を目指します。当社としても本新株予約権付社債を発行することにより有利子負債の額は増加しますが、既存借入金の金利よりも低

い金利での調達及び本新株予約権を行使した場合の資本増加による財務体質の強化にもつながると判断しております。

なお、残金については、スマートフォンアプリ及びPCブラウザ版『フィスコアプリ』『フィスコ仮想通貨ナビ』のダウンロード数増加のためのプロモーション費用ならびに運転資金（約 43,800,000 円）に充当し、当社がグループ全体を統括・指導する親会社の立場からも十分な人員の配置が必要であり、内部管理体制を強化し内部統制の重要な不備を是正するため、コンプライアンス部門および管理部門における専門職の人的費用（約 25,000,000 円）採用費用（約 5,000,000 円）と弁護士等外部専門家への業務委託費用（約 20,000,000 円）に充当する予定です。支出の時期及び金額は、今後の事業の進捗状況により決定いたします。

①株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツの概要

名称	株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ
本店の所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目 18 番 15 号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 城丸修一
資本金	10,000,000 円
事業の内容	投資
出資者及びその出資比率	株式会社フィスコ 99.85% SEQUEDGE INTERNATIONAL LIMITED 0.15%

②資金の使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
1. ヴァルカンへの貸付 貸付先での使途：仮想通貨のトレーディング、AI トレーディングの運用、アービトラージ取引及び証拠金取引	700,000,000 円	平成 30 年 9 月
2. 株式会社ネクス・ソリューションズへのシステム開発利用料・機能拡充費用	200,000,000 円	平成 30 年 9 月～ 平成 33 年（2021 年）7 月
3. 内部管理体制強化及び採用費用、プロモーションコスト費用および運転資金	93,800,000 円	平成 30 年 9 月～ 平成 31 年 8 月
合計	993,800,000 円	

（注） 調達した資金は支出までの間、銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の発行に係る資金調達によって、内部管理体制の強化及びアプリの開発に必要な資金の確保を行うことで、コンプライアンスに則した情報サービスの提供や収益の安定化が可能となり、当社の企業価値向上に資するものと考えております。係る企業価値の向上は、既存株主の利益保護に繋がるものと考えており、本件による資金使途には合理性があると判断しております。

また、仮想通貨のトレーディング等に充当し、一部を債務の返済に転用することで、収益の獲得及び債務の圧縮を行えることから、株主資本の向上に資するものであると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債 本新株予約権付社債の本社債の発行価額は、社債 100 円につき 100 円、転換価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成 30 年 8 月 30 日）の東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社普通株の終値である 261 円といたしました。当該転換価額につきましては、当社の発行済株式総数と本第三者割当増資等により発行される新株式数、株式市場における当社株式の流動性、ボラティリティ、直近の上昇率及び株式市場の諸要因等、当社のおかれている状況を加味し、割当先と継続的に協議したうえで、決定したものであります。

また、当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である第三者算定機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 代表取締役 能勢元）に本新株予約権付社債の価値算定を依頼しました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向、当社の株価 261 円（平成 30 年 8 月 30 日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（1.15%）、リスクフリーレート△0.113%（評価基準日における中期国債レート）、割引率 34.41%（無リスク金利を用いずに、代替資金調達コスト用いてペイオフの期待値を算出）、ボラティリティ（35.19%）、権利行使期間 2 年、当社の信用リスク、資金調達コスト等を参考に公正価値評価であるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権付社債の公正価値を額面 100 円当たり 94.08 円と算定いたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる新株予約権の価値算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、各時点において社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとします。また、発行体は、そのポジションが改善されるかどうかを検討し、早期償還行動を決定するものとします。具体的には、各時点において、社債権者は、 $\max[\min(Q1, Q2), Q3]$ （ここで、Q1 は転換も早期償還もされない時の価値、Q2 は早期償還時の価値、Q3 は転換した場合の価値）とするように行動することを仮定します。行使期間満了日（平成 32 年 9 月 17 日）に時価が転換価額以上である場合には残存する本新株予約権の残数全てを行使するものと仮定しております。

ii. 本新株予約権については、原則、株価が「転換価額+代替資金調達コスト」を超過した場合に取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは 34.41%（修正 CAPM により算定した株主資本コスト 8.85%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分 25.56%を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、転換価額 261 円に代替資金調達コスト分 90 円（差額）を加えた 351 円（転換価額 261 円×（代替資金調達コスト 34.41%+100%）：少数点以切り下げ）としております。株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。

当社としては、現時点において、明確な取得条項を発動するタイミングは設定しておらず、発行後すぐに取得条項を発動することは想定しておりませんが、当社業績の回復などの理由により当社株価が上昇した場合には新株予約権の引受人に転換を促すことが可能となることから、取得条項を発動することを想定しております。また、本新株予約権の公正価値の算定において、株価が 351 円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから合理性と妥当性があると判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇してい

るにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって取得条項があることは、発行体の選択により株価上昇した場合に新株予約権を発行体が取得できるというオプションを本新株予約権の引受人が発行体に付与していることと同一であり、新株予約権の価格を減価する要因となります。

なお、取得条項は、株価上昇時において本新株予約権付社債の転換を促進させるとともに、転換された社債については金銭による社債の償還が必要なくなり自己資本の増強を図ることを目的として付与しております。

iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日ごとに売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円につき100円）と東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る価値ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断致しました。

なお、本日開催の取締役会において、当社監査役3名のうち3名（全出席監査役。）からは、上記と同様の理由により、本新株予約権付社債の発行については、特に有利な条件での発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に発行される当社の株式数は3,831,417株（議決権の数は38,314個）であり、平成30年6月30日現在の当社の発行済株式総数38,436,000株（議決権の総数は383,412個）に対して9.97%（議決権の総数に対しては9.99%）となり、当社株式に一定程度で希薄化が生じることとなります。

当社株式の直近1か月間の1日当たりの平均出来高は230,348株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は256,163株、直近6か月間の1日当たりの平均出来高は661,771株、となっており、一定の流動性を有しております。また、デジタルアセットファンド及び実業之日本社が本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数3,831,417株を本新株予約権の行使期間である2年間（245日/年営業日で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は7,819株（小数点以下切捨て）となり、上記直近1か月間の1日当たりの平均出来高の3.39%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の3.05%、直近6か月間の1日当たりの平均出来高の1.18%となるため、これらの売却が市場内で短期間に行われた場合には、市場で流通する当社株式の株価に一定の影響は及ぼすものと考えられます。

しかしながら、割当予定先であるデジタルアセットファンド及び実業之日本社に対しては、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明していることから、本第三者割当ての規模及び希薄化の程度並びに当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものになると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド

(1) 名称	投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド	
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門5-3-20仙石山アネックス306	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
(5) 組成日	平成28年9月30日	
(6) 出資の総額	790,000,000円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス 93.17% あすかホールディングス株式会社 6.33% 株式会社GD 0.25% 谷家 衛 0.25%	
(8) 無限責任組合員の概要	名称	株式会社GD
	所在地	東京都港区虎ノ門5-3-20仙石山アネックス306
	代表者の役職・氏名	代表取締役 田中 英治
	事業内容	コンサルティング業
(9) 上場会社と当該ファンドとの関係	上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。なお、当該組合の主たる出資者である株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスは当社の筆頭株主であるSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDのDIRECTORである白井一成氏が出資比率の過半数を保有している法人であります。
	上場会社と業務執行役員との関係	該当事項はありません。

②株式会社實業之日本社

(1) 名 称	株式会社實業之日本社		
(2) 所 在 地	大阪府岸和田市荒木町二丁目 18 番 15 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 岩野裕一		
(4) 事 業 内 容	定期刊行物・図書の出版及び販売		
(5) 資 本 金	33,000,000 円		
(6) 設 立 年 月 日	昭和 4 年 12 月 1 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	15,486,890 株		
(8) 決 算 期	1 月		
(9) 従 業 員 数	57 名		
(10) 主 要 取 引 先	(株) トーハン、日本出版販売 (株)、大日本印刷 (株)		
(11) 主 要 取 引 銀 行	(株) 商工組合中央金庫		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス 96.86%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。なお、当該会社の親会社である株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスは当社の筆頭株主である SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED の DIRECTOR である白井一成氏が出資比率の過半数を保有している法人であります。		
人的関係	当社監査役の吉元 麻衣子が当該会社の監査役を兼務しております。		
取引関係	業務提携契約を締結しております。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)		
決算期	平成 28 年 1 月期	平成 29 年 1 月期	平成 30 年 1 月期
純 資 産	886	1,123	815
総 資 産	3,820	3,898	3,352
1 株当たり純資産(円)	2449	72	52
売 上 高	3,535	3,449	2,828
営 業 利 益	84	778	581
経 常 利 益	288	581	537
当 期 純 利 益	△336	△178	△307
1 株当たり当期純利益 (円)	△929	△11	△23
1 株当たり配当金(円)	0	0	0

※ なお、当社は、下記方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。割当予定先より割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主が反社会的勢力との関係がない事を示す確認書の提出を受けました。また、第三者調査機関である株式会社ディークエストホールディングス（東京都千代田区神田駿河台 3-4、代表取締役：脇山太介）に調査を依頼し、割当予定先、割当予定先の役員または主要株主が反社会的勢力と直接のつながりが窺われない旨、割当予定先の役員及び主要株主についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかった旨の回答を得ました。

(2) 割当予定先を選定した理由

本資金調達を実施するにあたり、当社の財務基盤の安定化と事業基盤の強化・利益率向上を図るためではありますが、調達金額が1,000百万円と大きいことから、既存株主の影響、特に株式の希薄化に配慮し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない割当先を選定することといたしました。また、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、経営方針等、当社の状況を十分に理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。

このような状況の中で、割当予定先を選定するに当たり、「2. 募集の目的及び理由」にも記載のあるとおり、当社は、本新株予約権付社債の発行による方法が現実的であると考えました。前期(平成29年12月期)決算及び当期(平成30年12月期第2四半期)において、営業損失、経常損失を計上する結果となり、金融機関からの借入及び纏まった金額の資金調達が困難な状況であります。また、前期決算の状況から、投資家などの引受先が集まらないまたは引受までに時間がかかるリスクがあり、他の投資家からの資金調達は困難であると判断し、平成30年6月中旬頃、当社の筆頭株主であるSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDに対し、出資協力の打診を行い、当社の資金需要、資金調達額について協議を続けてまいりました。その後、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDのDIRECTORである白井一成氏が出資比率の過半数を保有しているシークエッジより、シークエッジの子会社である實業之日本社及びシークエッジが主として出資するファンドであるデジタルアセットファンドを通じて、引き受けていただく旨の提案を受けました。

デジタルアセットファンドについては株式会社GDがその無限責任組合員として運用を行うファンドであります。こちらは、過去に投資実績のあるファンドであり、無限責任組合員からは、このファンド投資方針は、上場企業・非上場企業に関係なく成長が見込める企業に適切なタイミングでの株式または新株予約権付社債の引受を通じた投資活動を行い、ファンド資産の増加及び収益の獲得に努めることとするもので、当社の新株予約権付社債の引受は投資方針に合致しているとの説明を受けております。また、当該組合の主たる出資者であるシークエッジは当社の筆頭株主であるSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDのDIRECTORである白井一成氏が出資比率の過半数を保有している法人であり、同氏にも本資金調達についてのご理解を頂いております。

實業之日本社は、1897(明治30)年に経済誌『實業之日本』の創刊をもって創業し、明治42年には新渡戸稲造を編集顧問に迎えたという長い歴史を持つ出版社です。2015年に当社と業務提携をおこない、ムック本「FISCO 株・企業報」製作しております。この他、当社グループとは、連結子会社であるイー・旅ネット・ドット・コム株式会社との協業や、同じく連結子会社の株式会社チチカカと連携し情報誌への広告掲載やタイアップ企画などを積極的に行っております。

いずれの割当先につきましても、当社の資金調達目的についてご理解をいただいております。また、今後の当社グループの発展性や事業成長性についても評価をいただいております。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事について、デジタルアセットファンド無限責任組合員株式会社GD代表取締役 田中英治氏及び實業之日本社代表取締役岩野裕一氏ならびに同社の親会社であるシークエッジ代表取締役城丸修一氏に口頭で確認し、本新株予約権付社債の割当先として選定致しました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式については、当社との間で継続保有に関する保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却することに加え、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針である旨を口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは本新株予約権付社債の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金確保に関し、デジタルアセットファンド無限責任組合員株式会社 GD 代表取締役 田中英治氏及び實業之日本社代表取締役 岩野裕一氏ならびにシークエッジ代表取締役 城丸修一氏より払込期日に全額払い込むことの確約を口頭でいただいております。預金残高を証する書面として、實業之日本社からは預金残高が記載された口座残高照会書、デジタルアセットファンドからは預金通帳の控え及び証券口座の証券預り金残高の控えの提出を受け、さらに当該資金が借り入れによるものではない旨の説明を口頭で受けており、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前（平成30年6月30日現在）	
SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED	36.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.57%
株式会社サンジ・インターナショナル	2.05%
狩野 仁志	1.78%
松井証券株式会社	1.75%
株式会社カイカ	1.50%
THOMSON REUTERS (MARKETS) SA	1.43%
株式会社SBI証券	1.32%
内木 真哉	1.21%
楽天証券株式会社	0.91%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成30年6月30日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。

2. 平成30年6月30日現在の発行済株式総数は38,436,000株であります。

3. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 今回の本新株予約権付社債の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を含めておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る権利行使後の所有株式数は3,831,417株、総議決権数に対する所有議決権数の割合は、9.99%となります。

8. 今後の見通し

本件が当社の平成30年12月期通期（平成30年1月1日～平成30年12月31日）の業績予想に与える影響につきましては、現在精査中であり、開示すべき事項が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行される株式数の最大数 3,831,417 株（議決権の数 38,314 個）は、平成 30 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 38,436,000 株（総議決権数 383,412 個）に対して合計 9.97%（議決権比率 9.99%）となることが見込まれます。

本第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権は取得請求権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期	平成 29 年 12 月期
連結売上高（百万円）	10,206	14,004	14,620
連結営業利益（百万円）	△554	△778	7
連結経常利益（百万円）	△952	△1,003	△59
連結当期純利益（百万円）	△143	△1,193	636
1 株当たり 連結当期純利益（円）	△3.94	△31.98	16.73
1 株当たり配当金（円）	3.00	3.00	3.00
1 株当たり連結純資産（円）	83.83	52.29	67.96

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年8月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	38,436,000 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%

(3) 最近の株価の状況

(i) 最近 3 年間の状況

	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期	平成 29 年 12 月期
始 値	340 円	373 円	300 円
高 値	443 円	657 円	505 円
安 値	211 円	239 円	243 円
終 値	366 円	299 円	355 円

(ii) 最近6ヶ月間の状況

	平成30年 2月	平成30年 3月	平成30年 4月	平成30年 5月	平成30年 6月	平成30年 7月
始 値	370 円	340 円	314 円	378 円	319 円	304 円
高 値	372 円	361 円	389 円	412 円	328 円	304 円
安 値	301 円	298 円	302 円	308 円	298 円	266 円
終 値	341 円	314 円	383 円	319 円	302 円	285 円

(iii) 発行決議日の前営業日における株価

	平成30年8月30日
始 値	257 円
高 値	263 円
安 値	257 円
終 値	261 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項ありません。

株式会社フィスコ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債募集要項

銘柄	株式会社フィスコ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金 1,000,000,000円
各社債の金額（円）	金 100,000,000円
発行価額の総額（円）	金 1,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率（%）	年率0.7%
利払日	償還日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、償還日に支払う。 2. 1か年に満たない期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割をもってこれを計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 4. 償還期日後は利息をつけない。 5. 本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日後はこれをつけない。 6. 利息の支払場所は、下記「申込取扱場所」とする。
償還期限	平成32年（2020年）9月17日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元本は、平成32年（2020年）9月17日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
募集の方法	第三者割当の方法により、投資事業有限責任組合デジタルアセットファンドに600,000,000円（額面100,000,000円の本社債6個）、株式会社実業之日本社に400,000,000円（額面100,000,000円の本社債4個）を割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成30年9月18日
申込取扱場所	東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社フィスコ管理本部
払込期日	平成30年9月18日
振替機関	該当事項はありません。
担保の種類	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
担保の目的物	該当事項はありません。
担保の順位	該当事項はありません。
先順位の担保をつけた債権の金額	該当事項はありません。
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	該当事項はありません。
担保付社債信託法上の受託会社	該当事項はありません。
担保の保証	該当事項はありません。
財務上の特約	該当事項はありません。

(担保提供制限)	
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社フィスコ普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。)で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額(以下「転換価額」という。)は当初金261円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。 なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{交付株式数}}{\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}}$ <p>1株当たりの × 払込価額</p> <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合</p> <p>① 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合</p> <p>② 当社の普通株式の株式分割等(当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう)をする場合</p> <p>③ 時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けられる新株予約権を発行する場合</p>

	<p>④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合</p> <p>⑤ 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合</p> <p>⑥ 本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 1,000,000,000 円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成30年9月18日（本新株予約権付社債の払込み後）から平成32年(2020年)9月17日までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社フィスコ管理本部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 東京都文京区大塚4-45-11 株式会社三井住友銀行大塚支店（普通預金）
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個が付された本社債の額面額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
--------------------------	--

- (注) 1. 本社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された新株予約権の数は、額面 100,000,000 円あたり 1 個とし、合計 10 個の新株予約権を発行する。
2. 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期
- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債（第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債）」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。
3. 株式の交付方法
当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

以上